

## 全国手形交換高・不渡手形実数・取引停止処分数調

### 1. 概要

一般社団法人全国銀行協会パブリック・リレーション部は、毎月、全国の法務大臣指定の手形交換所から報告を受けて手形交換高、不渡手形実数および取引停止処分数を集計し、「全国手形交換高・不渡手形実数・取引停止処分数調」として公表している（全国合計の内訳として、6大都市（東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）の合計も掲載している。）。また、1月、4月には、年中、年度中の計数も併せて公表している。

手形交換高は戦前（交換所創設時）から、不渡手形実数は1954年から、それぞれ集計・公表しており、1969年1月から現在の形式で作成・公表している。

集計対象	手形法 83 条・小切手法 69 条の規定による法務大臣指定の手形交換所
集計基準	・手形交換高・不渡手形実数…交換日基準による月中集計 ・取引停止処分数…取引停止処分日基準による月中集計
報告期限	翌月 10 日
公表日	原則として、翌月 22 日の午後 3 時 (22 日が銀行休業日の場合、翌営業日の午後 3 時)
公表方法	・日本銀行の金融記者クラブへの資料配付 ・全銀協ウェブサイトに掲載
掲載されている統計資料	・「全国手形交換高・不渡手形実数・取引停止処分数調」（毎月） ・「決済統計年報」（毎年 3 月下旬）

### 2. 用語の解説

#### (1) 手形交換制度

銀行など金融機関が相互に取り立てる手形、小切手、債券・利札・領収証等を手形交換所に持ち出して交換し、持出手形と持帰手形との差額を日本銀行または手形交換所の幹事銀行における手形交換加盟銀行の当座預金により集中的に決済する制度であり、わが国を代表する民間決済制度の一つである。

1879年に大阪手形交換所、1887年に東京手形交換所が設立されて以降、近代的な銀行制度の発展と手形・小切手の流通量の増加に伴い、全国各地に逐次手形交換所が設立され整備が図られてきた。

参加金融機関は、東京手形交換所を例にとると、銀行（在日外国銀行を含む。）、信

用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合などで、日本銀行が客員として参加している。

## (2) 手形交換高

「手形交換高」とは、金融機関が受け入れた他行を支払場所とする手形・小切手等を取立てのために手形交換に持ち出したものの枚数・金額の合計である。これは金融機関が自行を支払場所とする手形・小切手等を支払いのため手形交換により持ち帰ったものの枚数・金額の合計と一致する。

## (3) 不渡手形実数

「不渡手形実数」とは、手形交換で不渡返還された手形のうち、「形式不備」「依頼返却」「案内未着」等再度交換持出が予想されるものを除いたすべての不渡手形の枚数・金額の合計である。したがって、取引停止処分中の者に係る不渡手形も含まれているので、交換所へ提出される不渡届出数よりも多くなる。

## (4) 取引停止処分数

「不渡手形」とは、手形・小切手のうち自行払いの手形・小切手で支払に応じられないもの（資金不足、取引なし、契約不履行等）をいう。「取引停止処分制度」とは、手形・小切手による信用取引の秩序維持を図るため、1回目の不渡手形の交換日から起算して6か月以内に2回目の不渡届が提出されたとき（異議申立が行われたものを除く。）は、当該不渡手形の振出人等を手形交換所規則にもとづき取引停止処分に付し、手形交換参加金融機関は、取引停止処分者との当座勘定取引および貸出を処分日から2年間行わないとする制度である。

「取引停止処分数」とは、取引停止処分を受けた法人・個人の合計である。

## 3. 利用上の留意事項

本統計の集計対象としている手形交換所は、すべて法務大臣指定の手形交換所である。法務大臣指定の手形交換所以外に私設手形交換所があるが、これらは概ね同一地域の少数の金融機関により構成された交換規模の小さいところであり、本統計では集計対象としていない。また、同一銀行内でのいわゆる行内交換手形等も対象としていない。

## 4. 計数の見方

### (1) 手形交換高

手形交換高は、一般的に経済規模が拡大し、商取引が盛んになると増加する。反対に経済活動が停滞すると伸び悩み、手形の額面金額が小さくなる傾向が見られる。ただし、こうした景気動向以上に影響しているのが、振込など手形・小切手以外の決済

手段を利用するケースが増加していることである。

(2) 不渡手形実数、取引停止処分数

不渡手形実数、取引停止処分数は、好況期には少なく不況期には多くなる傾向があるが、上記(1)同様、手形・小切手以外の決済手段の利用の増加等が影響し、ともに総じて減少している。